

福祉サービス第三者評価結果（総括表）

①第三者評価機関名

一般社団法人いばらき社会福祉サポート

②施設・事業所情報

名称：清心保育園	種別：認可保育園
代表者氏名：清水 啓子	定員（利用人数）： 250 名
所在地：茨城県ひたちなか市高野 1782-5	
TEL：029-202-0300	ホームページ： http://seishin.biz/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成9年4月	
経営法人・設置法人（法人名等）：社会福祉法人清心福祉会	
職員数	常勤職員： 24 名 非常勤職員： 26 名
専門職員	保育士 35 名 看護師・准看護師 4 名
	管理栄養士・栄養士 3 名 調理師 1 名
施設・設備の概要	保育室 15 室、子育て支援室 1 室、病後児保育室 1 室、ホール (設備等) 給食室、職員室、調乳室、トイレ、木浴室

③理念・基本方針

経営理念：和敬清寂～夢と感動からより良い社会を～

スローガン：さがしてごらん、ときめきの種

VISION, MISSION, PASSION, ACTION ステートメント

基本方針：食育・体育・徳育・知育・才育の「五育を基本とし、遊びを通じた楽しい保育」を展開する

④施設・事業所の特徴的な取組

法人内全園に各種専門委員会を設置し、職員自らが課題・問題を把握し、考え、自ら行動を起こせる体制としている。又、顧問弁護士と提携し、より安心・安全な保育園を目指すべく、職員の意識改革や組織体制を構築できるようコンプライアンス委員会を設置している。法人内の園には、全く違った保育スタイルの園もあり、保育スタイルが違うからこそ学び合い、より進化出来る体制を取っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年10月23日（契約日）～ 令和2年7月2日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回（平成29年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

・経営理念、基本方針に基づく保育

法人の経営理念、ビジョン・ミッション・パッション・アクション ステートメントが職員に周知され、職員が同じ方向を向いて保育に取り組んでいる姿が見られた、そのことは保護者への周知も図られ、保護者も納得し支持していることが保護者アンケートからも伺えた。

・組織、体制づくりに委員会を活用した園運営が行われている。

常任委員会は保育向上委員会、環境デザイン委員会、リスクマネジメント委員会、親睦交流委員会の各委員会から出された案件にアドバイスしたり審議する委員会として最終的な園運営に係る事項の決定の場として機能している。

その他にコンプライアンス委員会があり児童福祉法や関連情報の収集や職員に対する法令遵守、危機管理意識を高めるなど運営管理の面に機能している。

・五育を基本とした保育

食育、体育、徳育、知育、才育の「五育を基本として、遊びを通した楽しい保育」の実現を目指している。

食育で生きる力を育むとして毎日の昼食・おやつを手作りで提供し、食材については添加物のない国産物で季節に合わせた食材を使用し、子ども達の発達に合わせた調理方法で給食が提供されている。

体育では丈夫な心身を育むとして園独自の綿密な体育プログラムが生まれ、子どもたちのきびきびした動きで朝の運動に取り組んでいる姿を見ることができた。

また国際感覚を育むとしてネイティブスピーカーによる英語のクラスを設けたり、感性を育むとして乳幼児期からの音感教育にも力を入れている。

・広い園庭と様々な遊具が用意されており、子どもが十分に駆け回ることができる。毎日行われている体育ローテーションでは子どもが自主的に保育士の手伝いをしたり、練習をする姿が見られた。

◇改善を求められる点

・保護者の意向把握

指導計画の作成において、保護者の意向把握と同意の手順が確立されていない。一部の保護者の意向については個人面談などで把握しているが、すべての保護者との面談や意向把握のための取り組みが行われるまでには至っていない。保育士の観察を中心としたアセスメントが実施され、計画が作成されているので、保護者の子育てをサポートするという視点から指導計画に保護者が関わることも期待するとともに、評価、見直しについても保護者のかかわりを期待する。

・食事の提供について

食器の材質や形状については現在見直し、検討を行っているとのことであるので、今後に期待したい。クラスでの配膳の仕方についてはそれぞれの保育士の意識の問題として、おいしい食事を大切に扱う姿勢を子どもたちに示す機会として見直しに取り組むことを期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

保育サービスの質の向上を図り、ご家庭にとって安心して子供を預けることが出来る環境を整備することは非常に大切だと考えます。社会は常に変動し、保育園に求められることも少しずつ変わってきています。茨城県において第三者評価受審は義務化されておりましたが、時代の変化に合わせ進化し続けられる組織が持続可能な経営基盤を構築できると考え、法人として2回目の第三者評価を受審させて頂きました。

外部機関である第三者からの視点で評価して頂くことにより、自分たちでは気付きにくい点が明確になったと考えます。また例えばですが、理事長や園長のみが内部で問題提起するよりも第三者評価をツールとして使わせて頂き、職員を巻き込んだ意識改革や組織改革がより一層推進できるものとも考えます。更なる課題が明確になったので、評価結果に基づき職員間で課題を共有し、更なる改善へ向けて取り組みます。

今回、法人内5園が同時に第三者評価受審を行いました。5園中、4園は茨城県の第三者評価機関にお世話になり、1園は東京都の第三者評価機関にお世話になりました。大変恐縮なのですが、第三者評価を受けるものの立場として、何点か意見を述べさせて頂きたいと思えます。茨城県における管理者用の「評価結果と決定に至った理由」は管理者が合議して提出していますが、「a」、「b」、「c」という形式の記載は、非常に混乱をきたします。受審側では、何をもって「a」と「b」と判断すべきなのが明確ではありません。受審上、分からないこともあるので、項目の全てに丸が付いたとしても厳し目に「b」としました。今回は4園を2チームの調査チームによって評価がなされましたが、同経営にも関わらず、各園の評価が大きく分かれた項目もあります。調査チームの価値観によっては、評価が分かれる項目もあるので実感しました。又、調査チームが設問からでは受審者が分かりづらいことを「いかに引き出していくのか」というスキルも重要だと感じます。東京都の場合は、「a」、「b」、「c」というようなランクを付けるような様式にはなっておらず、よりシンプルに記載できます。茨城県の様式は非常に合議しづらく、様式等の変更をご検討頂ければ幸いです。更に良い評価システムとなるよう期待を込め、意見を挙げさせて頂きます。

結びになりますが、今回、素晴らしい機会を頂いたことと評価にあたってご尽力を頂きましたことに心から感謝申し上げます。

⑧評価細目の第三者評価結果（別紙）